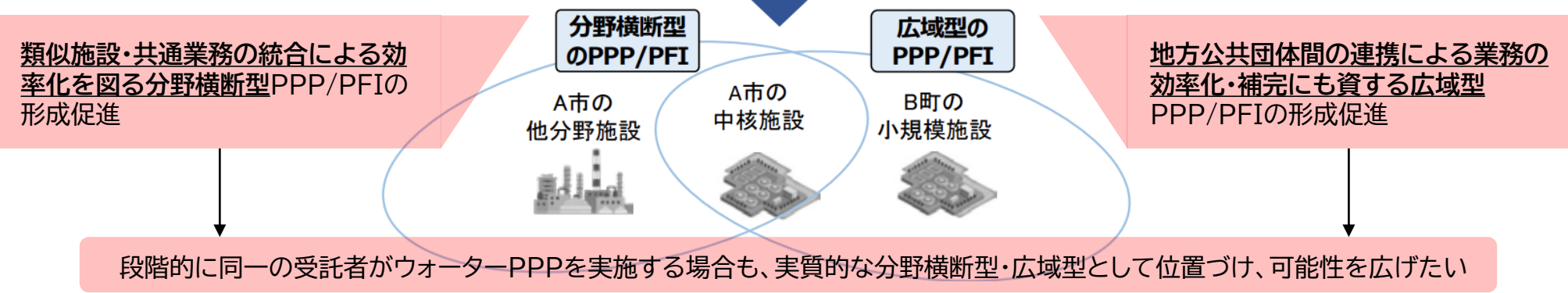


- PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)で提示された、分野横断型・広域型ウォーターPPPは、事業規模拡大等の効果・メリットがあると考えられ、例えば、中小規模の地方公共団体がウォーターPPPの導入検討を進める際、有効な選択肢となりうる。
- しかし、分野横断的・広域的なウォーターPPPは、合意形成に時間を要したり、タイミングが合わない場合もある。そのため、段階的に同一の受託者がウォーターPPPを実施する場合でも、分野横断型・広域型ウォーターPPPとして位置づけ、その留意点・ポイントについて、第2.0版(実施編)で解説したい。

PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)概要に基づき国土交通省作成

「インフラの再構築」を効果的に進めるためのPPP/PFIの方向性

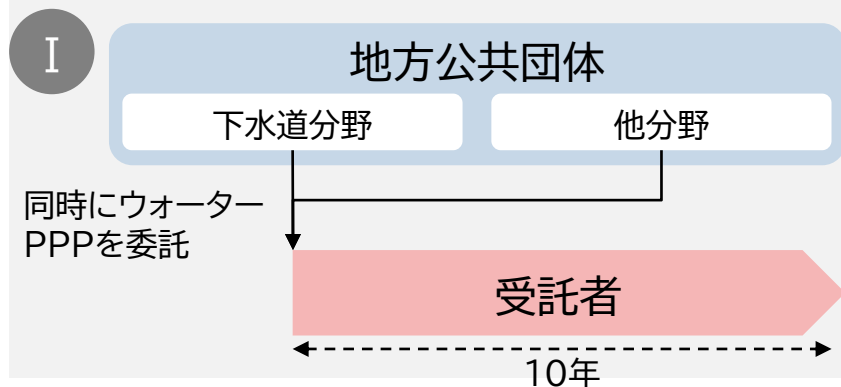
PPP/PFIで考慮すべき視点		施策の方向性	具体的手法(例)
行政 視点	一層の歳出の効率化	類似施設・共通業務の統合	・県と市の同種施設の共同整備・運営
	技術系職員が不足する自治体での公共サービスの維持向上	自治体間の連携による業務の効率化・補完	・都道府県がリードし、管内の市町村と連携 ・一つの市町村がリードし、複数市町村で連携
民間 視点	民間事業者の参入促進(利益確保)	ビジネス領域・規模の拡大	・複数分野業務の一括発注 ・複数自治体での共同発注



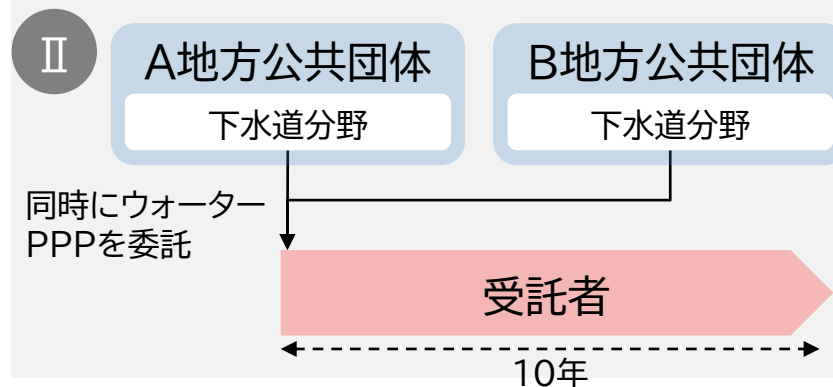
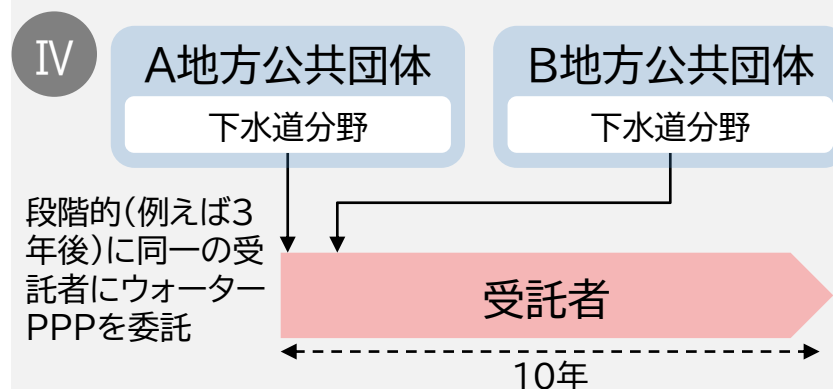
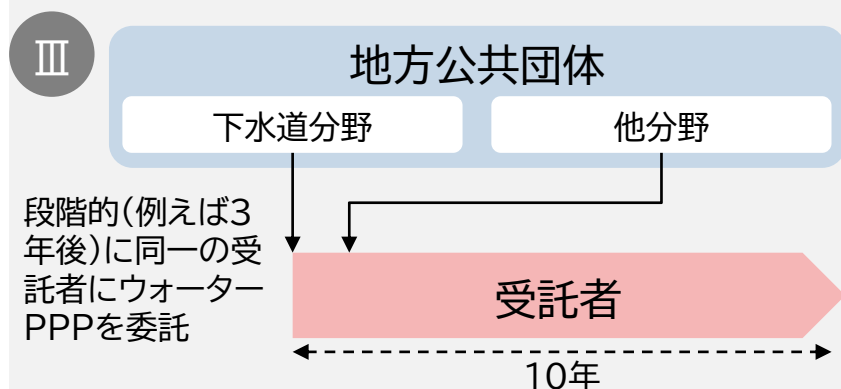
- 分野横断型・広域型ウォーターPPPのイメージは次のとおり。

同時

分野横断型



広域型

段階的
案件形成

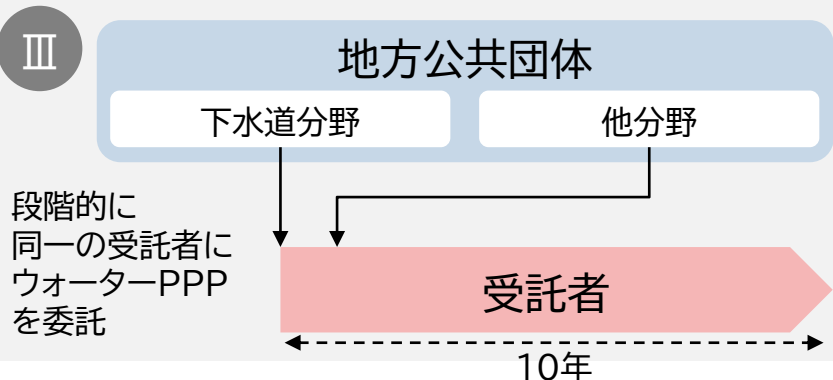
- 他分野のレベル3.5の要件①長期契約(原則10年)をどのように考えるか?
- 他分野の受託者の選定の留意点・ポイントは?

- B地方公共団体のレベル3.5の要件①長期契約(原則10年)をどのように考えるか?
- B地方公共団体の受託者の選定の留意点・ポイントは?

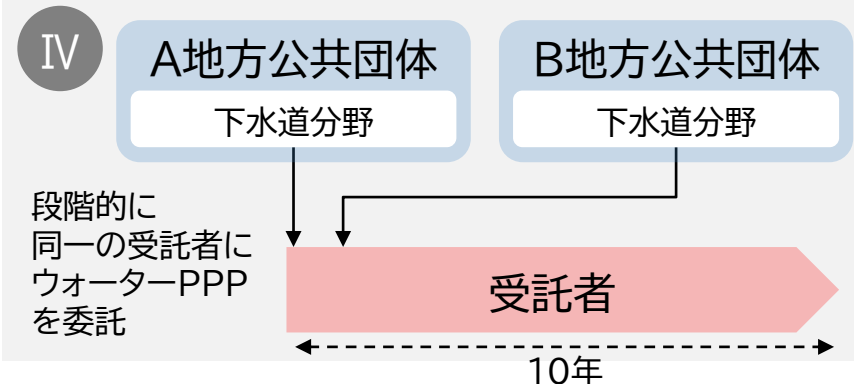
- 段階的な分野横断型・広域型ウォーターPPPの効果・メリット、留意点・ポイントは次のとおり。

段階的 案件形成

分野横断型



広域型



効果・ メリット

- 段階的に連携する他分野/他地方公共団体の合意形成/導入検討の時間を確保できる
- 先行する他分野/他地方公共団体での導入検討の情報・ノウハウを活用できる
- 実質的な事業規模拡大による民間の参画意欲や創意工夫の促進
(他分野/他地方公共団体の連携の可能性について、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しが必要)

留意点・ ポイント

- レベル3.5の要件①長期契約(原則10年)の調整が必要になる可能性がある
- 受託者の選定(変更契約、公募によらない随意契約等)に際し、競争性、公平性、透明性等の観点から説明が必要

- 同左
- 地方公共団体の連携方法に応じて必要となる手続き等が異なる
(詳細次頁)

●【参考】地方公共団体の連携方法に応じて異なる必要な手続き等

地方公共団体の連携方法	留意点・ポイント	参考事例※
段階的に同一の受託者に委託 <pre> graph TD A[A地方公共団体 下水道分野] --> C[受託者] B[B地方公共団体 下水道分野] --> C C -.-> D[10年] </pre>	● B地方公共団体のレベル3.5の要件①長期契約(原則10年)の調整が必要になる可能性がある ● B地方公共団体の受託者の選定(変更契約、公募によらない随意契約等)に際し、競争性、公平性、透明性等の観点から説明が必要	
核となる地方公共団体を中心とする連携 <pre> graph TD A[核となる地方公共団体 下水道分野] -- "事務の委託" --> B[B地方公共団体 下水道分野] A --> C[受託者] C -.-> D[10年] </pre>	● 核となる地方公共団体のレベル3.5は、B地方公共団体から段階的に事務の委託を受け、変更契約等が必要となる ● レベル3.5の要件①長期契約(原則10年)の調整が必要になる可能性がある ● 変更契約等に際し、競争性、公平性、透明性等の観点から説明が必要	● 山形県新庄市ほか6町村(維持管理の共同化) ● 埼玉県流域下水道(污泥処理の共同化)
補完的な組織の活用 <pre> graph TD A[A地方公共団体] -- "レベル3.5の委託" --> B[補完的な組織 例えば、下水道公社等] B -- "再委託" --> C[民間事業者] B --> D[受託者] D -.-> E[10年] </pre>	● 補完的な組織(例えば、下水道公社等)が、B地方公共団体から段階的にレベル3.5の委託を受け、必要に応じて(再)委託を調整等しつつ、対応 ● レベル3.5の委託は、4要件の充足等に留意が必要 ● 契約締結方法、再委託の考え方は、基本的に管理者、公社等それぞれの判断	● 長野県下水道公社(維持管理の共同化) ● 山梨県下水道公社(維持管理の共同化)

※連携方法に関する事例であり、必ずしも示されている団体においてウォーターPPPが導入済みであることを意味しない。

【広域化及びウォーターPPP推進上の課題】

- **事業統合等による広域化**は、地方公共団体間の料金や財政状況の格差、人的・財政的負担等の利害調整を伴い、**合意形成に長期間を要する**。
- **小規模地方公共団体単独でのウォーターPPP**は、事業性等の観点から民間事業者等の**参画が困難な場合**もある。

【一体的推進方策】

- **複数地方公共団体による広域型のウォーターPPP^{*1}の導入検討を働きかけ、積極的に支援^{*2}し、好事例を横展開していくことで、広域化及びウォーターPPP推進上の課題を同時解決する「ウォーターPPPを通じた水インフラ管理の広域化^{*3}」を進めていく。**

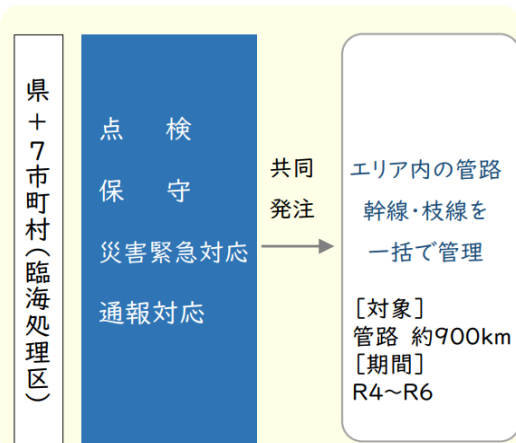
*1 「広域型のウォーターPPP」は、①複数地方公共団体の共同発注、②官民出資会社を含む株式会社等が段階的に複数地方公共団体の受託者となる場合等が想定される。

*2 令和6年度予算で創設した「上下水道一体効率化・基盤強化推進事業」等を活用。（なお、複数地方公共団体でのウォーターPPP導入検討に対する補助上限額は4,000万円と通常の2倍としている。）

*3 「ウォーターPPPを通じた水インフラ管理の広域化」とは、民間事業者等が面的に複数地方公共団体の水インフラ管理を担うことで実質的な広域化を図ることを指す。

■秋田県（下水道）の取組事例

秋田県＋7市町村が下水道管路の点検を共同発注



令和6年度予算で創設した
「上下水道一体効率化・基盤強化推進事業」を
活用し、
広域型のウォーターPPPへの発展を検討中

そのほか、北海道、新潟県、高知県、熊本県においても複数
地方公共団体によるウォーターPPPを検討中

PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）（R6.6.3 PFI推進会議決定）（抄）

③水分野の公共サービスの効率的・持続的提供のため、水道・下水道・工業用水道に加え、集落排水も含めた分野横断型・**広域型のウォーターPPPの形成に**
取り組む地方公共団体を積極的に支援する。（令和6年度開始）＜農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府＞

- 市町村の導入検討との関係で、都道府県に期待する役割は、次のようなイメージとなる。
 - ① 流域下水道で先導的に導入検討を進め、市町村に情報・ノウハウ等を共有する
 - ② 流域下水道と流域関連公共下水道の共同発注等に向け、とりまとめる
 - ③ 市町村の導入検討に資する「場」を提供する
- 適宜、組み合わせて効果的・効率的に実施することが望ましい。

類型	①先導的な導入検討＋共有	②共同発注等とりまとめ	③「場」の提供
	都道府県 情報・ノウハウ等の共有 市町村 ● 流域下水道で先導的に導入検討 → 情報・ノウハウ等を共有	都道府県 共同発注等 市町村 ● 流域下水道と流域関連公共下水道の共同発注等に向け、とりまとめ	都道府県 「場」 市町村 ● 市町村の導入検討に資する「場」を提供する
市町村のメリット	● 身近で生の先行事例を参考にできる(よくある疑問点・懸念点が払拭される)	● MS等の導入検討を効果的・効率的に進められる(特に中小規模市町村) ● 広域化・共同化も進む	● 民間事業者、有識者、他市町村等とのつながり ● 幅広い市町村が共通する悩みを相談等できる
留意点	● 情報・ノウハウ等は、最新情勢が反映された信頼しうるものか確認	● 都道府県と市町村のロードマップの調整等が重要 ● すべての関係者の当事者意識がポイント	● 形骸化しない工夫が重要 ● 既存の「場」の活用等、運営の負担軽減も考慮

【③「場」の提供】

- プラットフォームの先行事例等を参考にすると、都道府県に期待する役割のうち、③「場」の提供の具体的なイメージは、例えば、勉強会の開催、有識者セミナーの開催、マーケットサウンディング(MS)の合同開催等が考えられる。
- 他市町村、有識者、民間事業者等とつながる機会の創出の観点からも有意義。

③「場」の提供 具体的なイメージ



勉強会

- ✓ 情報・ノウハウ等を共有する勉強会
- ✓ 参考となる先行事例の紹介
- ✓ 他市町村とつながる

【参考】ふくしまウォーターPPP/PFIプラットフォーム（福島県）

有識者
セミナー

- ✓ 有識者によるセミナー
- ✓ 有識者とつながる

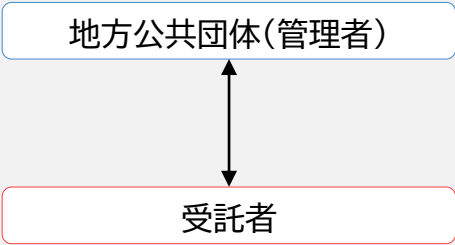
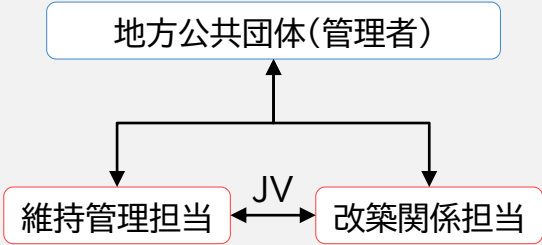
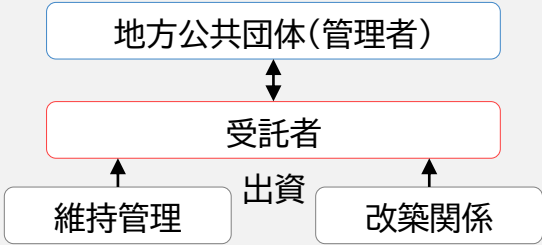
マーケット
サウンディング
(MS)

- ✓ 都道府県によるMSの合同開催等
- ✓ 民間事業者とつながる

期待しうる効果

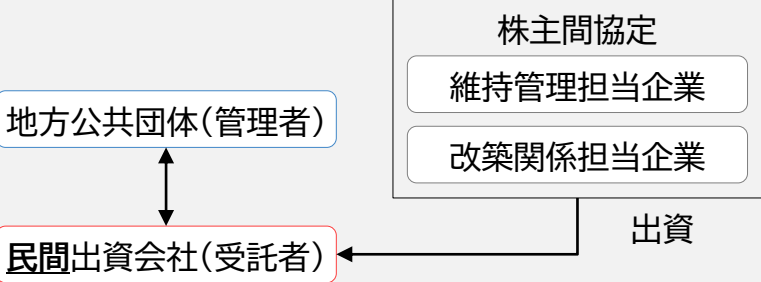
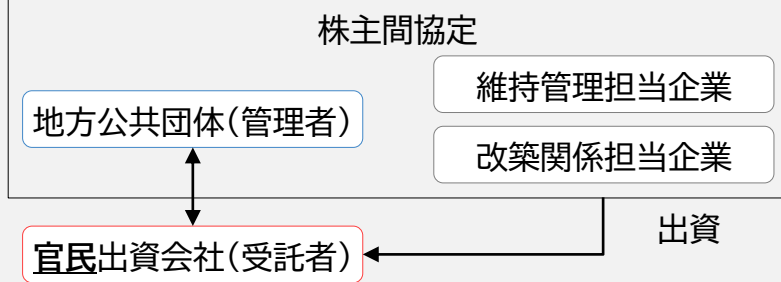
- 他市町村、有識者、民間事業者等とつながる機会の創出
- 情報・ノウハウ等の共有、先行事例の勉強、有識者の深い知見に触れる等、担当者の実務をサポート
- MSの合同開催等による効果的・効率的な実施（民間事業者にとってもメリットとなりうる）

- レベル3.5の受託者として、単独の民間事業者等、JV、SPC等の新会社の設立が考えられる。
- 維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントに対応するため、複数の民間事業者等で臨む場合には、JVやSPC等の新会社の設立が選択肢となる。

類型	単独の民間事業者等	JV(ジョイントベンチャー)	SPC等の新会社の設立
			
効果・メリット	-	● SPC等の新会社の設立と比較して、JVの組成の方が容易(中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる)	● 一体的な事業実施 ● 倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ポイント	● 対象施設(処理場等と管路)、業務範囲(維持管理と改築関係)を一者で対応できる民間事業者は限られる	● 一体的な事業実施の観点を考慮 ● 中長期の安定的な事業実施の観点を考慮	● 新会社の設立や運営等の負担が大きい ● 官出資により、官民会社(三セク)、官会社もある

【官民出資会社の活用(SPC等の新会社の設立)】

- SPC等の新会社の設立の場合、地方公共団体も出資する官民会社の活用も考える。
- 職員派遣による技術継承が可能だが、民間の経営の自由度との均衡に留意が必要。

類型	民間出資会社 	官民出資会社 
効果・ メリット	● 設立された新会社の経営について、完全に民間事業者の裁量となるため、より民間の創意工夫や経営ノウハウ等の活用を期待しうる	● 地方公共団体の職員を官民会社に派遣して官から民への技術継承が可能(※) ● 同職員が官民会社で実務を担当することで官もノウハウ等を持ち続けられる
留意点・ ポイント	● 中長期の事業期間が終了する際、必要な情報やノウハウ等が、適切に引き継がれる仕組み等を考えておく	● 設立された新会社の経営について、地方公共団体の関与の程度と、民間事業者の自由度の均衡に留意する必要がある

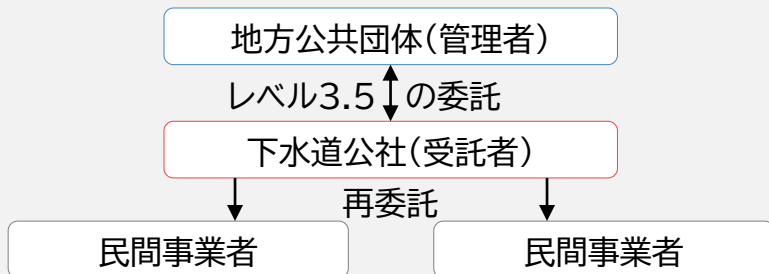
※公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条に基づく職員派遣については、地方公共団体の条例で必要となる出資割合を規定している場合、この出資が必要

【下水道公社の活用】

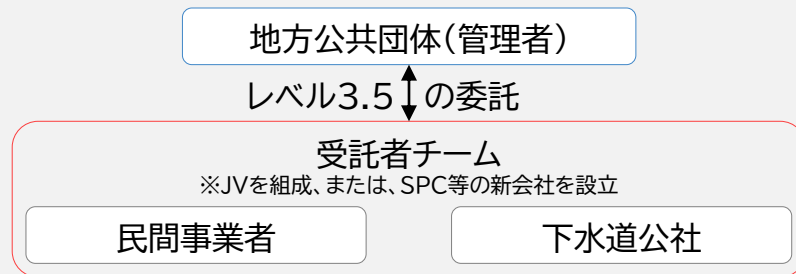
- レベル3.5の受託者として、下水道公社の活用も想定される。
- 単独で受託者となる場合のほか、JV組成/SPC等の新会社設立の場合も考える。

類型

単独で受託者となる場合



JV組成/SPC等の新会社設立の場合



効果・ メリット

- 下水道公社によるセルフモニタリングのほか、地方公共団体を補完する役割・機能を期待できる
- 受託者選定等の負担軽減の可能性

- 下水道公社の技術力や、これまでの情報・ノウハウ等が、受託者チームの中で活用されることを期待できる
- 受託者の創意工夫等を引き出しやすい

留意点・ ポイント

- レベル3.5の4要件や、交付金要件化の要件の充足に留意が必要
- 契約締結方法、再委託の考え方は、基本的にそれぞれの地方公共団体の判断

- JV組成やSPC等の新会社設立は、下水道公社の事業目的との関係等の観点から問題ないか確認が必要
- 入札・公募の競争性等確保に留意が必要